

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

胎 内 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 平場地域

(1) 現況

本地域は、旧中条町地域を中心とする市の西部に位置し、胎内川を源とする扇状地が大部分を占めており、広大な平地を活かした稲作地帯となっている。また、日本海に面する砂丘地帯では、畑作を主とした農業が営まれている。

広大な農用地で行われる本地域の農業は、国土の保全、環境の保全等の多面的機能を有しており、地域住民も広くその恩恵を享受している。

一方で、農業者の高齢化等により農家数が減少し、担い手への農地の集積が進んでおり、担い手当たりのほ場面積が広大であることから、農用地、水路、農道等の保全管理のための担い手の負担が大きくなっている。

このため、農業者等の地域住民での共同活動による保全活動を支援し、担い手の負担の軽減を図る必要がある。

また、更なる多面的機能の発揮に向けては、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進する。これにより、農業者等が共同で取り組む保全活動等を支援し、担い手への負担軽減を図るとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 中山間地域

(1) 現況

本地域は、旧黒川村地域の飯豊連峰の山麓を中心とする傾斜地域で、旧中条町地域の楡形山脈の山麓とともに市の東部に位置し、稲作を主とした農業が営まれている。

流域の上流部にある本地域の農業は、豊かな自然環境のもとで、国土の保全や水源の涵養等の多面的機能を有しており、下流域の住民も広くこの恩恵を享受している。

しかしながら、区画の小さなほ場が傾斜地にあり、積雪も多い等、生産条件が厳しく、高齢化、過疎化による集落機能の低下とともに、多面的機能の維持が困難となっている。

このため、農用地、水路、農道等の保全管理のための共同活動を支援することにより、耕作放棄地の発生を防止し、持続的な農業生産を可能とする必要がある。

また、更なる多面的機能の発揮に向けては、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進する。これにより、持続的な農業生産が可能となるよう、農業者等が共同で取り組む保全活動等を支援し、集落機能の維持を図るとともに、自然環境に配慮した農業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業	旧町村
①	平場地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業	旧中条町、旧乙村、旧築地村、旧黒川村
②	中山間地域	法第3条第3項各号に掲げる事業	旧中条町、旧黒川村

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1. 対象地域及び対象農用地の指定

(1) 対象地域

交付金の対象となる地域（以下「対象地域」という。）については、次のアから

エまでの地域とする。

ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された農山村地域：旧黒川村

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域：旧黒川村

ウ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域：旧黒川村

エ 県が定めた8法地域に地理的に接する農用地を有する地域：旧中条町の一部

(2) 対象農用地

交付金の対象となる農用地（以下「対象農用地」という。）については、農振農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に定める農用地区域。）内の農用地であって、(1)のア、イ及びエに該当する地域にあっては、アからオのいずれかの基準を満たす、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、その場合、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上である農用地（急傾斜農用地）

勾配は団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

イ 自然条件により小区画・不整形な田

ウ 積算気温が著しく低く、かつ草地比率70%以上の地域の草地

エ 市長の判断によるもの

(ア) 次のa又はbの基準を満たす、勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地（緩傾斜農用地）

a 急傾斜農用地と連担している場合

緩傾斜農用地が、急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合、急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

b 緩傾斜という条件に(a)から(c)のいずれかの農業生産条件の不利性が加わる場合

(a) 緩傾斜農用地の耕作放棄が高齢化の進行により進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率及び耕作放棄率が全国の中山間地域の平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：

田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）田及び畑が混在している場合には、耕作放棄率は次の式により算定される率以上とする。

$$(5\% \times \text{田面積} + 10\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

(b) 次の(i)及び(ii)の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 団地内の農用地の区画面積が平均20a未満であること

(ii) 山間部に位置し、地形的に自然用水を取り入れている農用地

(c) 土壌条件が著しく悪い場合

(イ) 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農用地及び緩傾斜農用地以外の農地で、農業従事者の高齢化率が40%以上であり、耕作放棄率が田8%以上、畑（草地含む。）15%以上である集落に存する農地

オ 新潟県知事が地域の実態に応じて定める基準に該当する農用地

2. 対象者

認定農業者に準ずる者とは、市の担い手リストに登載された者など、地域の実情にあわせて市長が認定するものとする。

3. その他必要な事項

(1) 協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

(2) 集落協定にあらかじめ位置づけられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。